

鳥取県告示第 864 号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき、鳥取県ツキノワグマ保護管理計画を定めたので、同条第 7 項において準用する同法第 4 条第 4 項の規定により、次のとおり告示する。

（「次のとおり」は省略し、計画書を鳥取県生活環境部公園自然課、東部総合事務所生活環境局生活安全課、中部総合事務所生活環境局生活安全課、西部総合事務所生活環境局生活安全課及び日野総合事務所福祉保健局保健衛生課に備え置いて一般の縦覧に供する。）

平成 19 年 10 月 12 日

鳥取県知事 平 井 伸 治